

**(10) 研究活動の不正行為対策委員会****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

研究活動の不正行為対策委員会は、不正行為の防止及び対応を審議することを目的として設置された。

**イ 組織の構成及び構成員等**

研究倫理教育責任者（学長が指名した副学長）、附属図書館長、各センター長、心理教育相談室長、附属学校長、学系長、事務局長、学外有識者のうちから学長が指名した者及びその他学長が指名した者若干人で構成されている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

平成 28 年度においては、12 月に書面審議を 1 回行った。また、不正行為を未然に防ぐための啓発活動を行った。

**イ 審議された主な事項**

平成 28 事業年度の業務実績に関する自己点検・評価の実施及び平成 29 年度年度計画の策定

**ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等**

平成 27 年度に整備した研究不正防止に係る本学の体制及び関係規程に基づき、不正行為を未然に防ぐため、全学構成員に対し、研究倫理教育実施するとともに、教授会や新任職員研修会、大学院新入生オリエンテーション等において、研究不正防止に関する説明を行った。また、学長名による定期的な注意喚起及び指導教員からの学生への指導により、啓発活動を全学体制で行った。

**③ 優れた点及び今後の検討課題等****ア 優れた点**

平成 28 年度は研究倫理教育の一環として、研究倫理eラーニングを全教職員、学部 4 年生及び大学院生を対象に実施し、研究を進めるに当たって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得を学修するための取組を行った。

**イ 今後の検討課題等**

継続して研究倫理教育の実施や不正行為の防止に向けた啓発活動を全学体制で取り組む必要がある。